

合併協定書（案）

平成 15 年 11 月 日

南 部 町 南 部 川 村

1．合併方式について

南部町及び南部川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

2．合併の期日について

合併の期日は、平成 16 年 10 月 1 日とする。

3．新町の名称について

新町の名称は **みなべ町** とする。

4．新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置は、和歌山県日高郡南部町大字芝 742 番地とする。第 2 庁舎は、現在の南部川村役場（和歌山県日高郡南部川村大字谷口 299 番地の 1）とし、現在の高城支所（和歌山県日高郡南部川村大字広野 9 番地）と、清川支所（和歌山県日高郡南部川村大字清川 2223 番地）は存続する。

5．字の区域及び名称の取扱いについて

字の区域及び名称については現行のとおりとする。

但し、字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。

6．財産及び債務の取扱いについて

合併時において、2 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

7．事務組織及び機構の取扱いについて

新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。

行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

8．条例・規則の取扱いについて

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

9．旧町村の慣行の取扱いについて

新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。

10．議員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例について

議会議員の任期及び定数については合併特例法を適用せず、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用した新設選挙とし、首長選挙との同日選挙とする。

新町における議員定数について

新町における議員定数は、16名とする。

選挙区の設定について

合併後、住民の一体性の確保から、新町では全町1区とし、選挙区は設置しない。

11. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

新町における農業委員会の、選挙による委員の定数は20名とする。

南部町と南部川村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、互選により20名の委員が新町の農業委員会の委員として在任する。

在任期間については、平成17年3月31日までとする。

12. 地方税の取扱いについて

個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

納期については、法定納期を基本に、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性を加味して統一納期を定める。

特別土地保有税については、地方税法第595条に規定する都市計画区域を有する市町村により免税点5000㎡に統一する。

13. 一般職員の身分の取扱いについて

現に南部町、南部川村の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

14. 特別職の身分の取扱いについて

新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は南部町長と南部川村長が協議して定めるものとする。

15. 一部事務組合等の取扱いについて

2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。

その他の一部事務組合については、2町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

16. 使用料・手数料等の取扱いについて

窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。

17. 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整につとめる。

- (1) 2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。
- (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

18. 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。

国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とする。

出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。

高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。

国民健康保健事業の保健事業については、新町において調整する。

国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。

国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。

国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。

[納税協力団体](#)への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。

19. 介護保険事業の取扱いについて

被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

要介護認定・要支援認定にかかわる事務

認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者は3,000円、施設入所者は2,500円とする。

認定審査会については、新町において2合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定める。

保険料の徴収にかかわる事務

第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6段階方式とする。

第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整する。

20．消防団の取扱いについて

消防団については、合併時に統合する。

南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。

組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。

任用、報酬及び出勤手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。

21．各種事務事業の取扱い

21-1．総務企画関係事業の取扱いについて

住民活動支援補助金（ハード事業）については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続する。補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化する。

選挙管理事務については、合併後新町において一元化する。

公有地の占有許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

ただし、占有料については、合併後全ての物件について適正な対価を徴収するものとする。

防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。

21-2．保健衛生関係事業の取扱いについて

新町における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。

ただし、基本健康診査は集団検診として個別検診は廃止の方向とする。各種検診については、検診の目的や効果などを検討し、その対象者、実施方法、実施会場等を調整して一元化を図る。

機能訓練事業については、介護保険制度を活用した事業とする。介護保険対象者以外の機能訓練については新町において調整する。

高城診療所については、現行どおりとする。

21-3．住民福祉関係事業の取扱いについて

保育時間については、送迎の時間と合わせて調整する。また、土曜日の保育は地域の特性を勘案し新町において調整する。

南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は現状どおりとする。
乳幼児保育については、新町全体を対象に実施する。
新町における保育料については、国の徴収基準の90%を目安に保育料を調整する。
ひかり保育所については現行どおりとする。

高齢者福祉・障害者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ町域全体の均衡を考慮し、新町において調整し実施するものとする。

国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、町域全体で実施するよう新町において調整する。

各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、町域全体で実施するよう新町において調整する。

各種医療費助成事業（重度心身障害者医療費助成事業・乳幼児医療費助成事業・老人医療費助成事業・ひとり親家庭医療費助成事業）については、県の補助要綱により実施する。

精神障害者医療費助成事業については、重度心身障害者等医療費助成事業に一元化する。

特別医療費助成事業については、新町全体を対象に実施する。但し、入院時の食事負担は対象外とする。

妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については廃止し、新町において次世代育成支援対策として検討する。

21-4．農林水産関係事業の取扱いについて

農業（農林業）振興協議会については、新町において新たに設置する。

農業関係団体への支援及び補助については、新町において調整する。

梅振興事業については、新町において引き続き実施する。

梅振興団体への補助金、組織については新町において調整する。

土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。

農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、施設災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害は補助限度額以外は個人負担とする。

林業関係団体補助については、新町において調整する。

漁業関係団体補助については、新町において調整する。

21-5．商工観光関係事業の取扱いについて

商工関係団体補助については、新町において調整する。

商工関係街づくり団体支援については、新町において調整する。

観光関係団体補助については、新町において調整する。

21-6．建設関係事業の取扱いについて

都市計画区域については、現行のとおり引継ぎ、新町において調整する。

住宅家賃については、公営住宅法に定められている応能応益方式とする。

21-7．環境衛生関係事業の取扱いについて

生ゴミ処理機購入費補助金については合併時に要項を統一し、補助を実施する。

粗大ゴミ等の特別収集は、新町全体を対象に実施する。

南部川村で行っている粗大ゴミの拠点回収は合併後も継続して実施する。拠点位置については新町において検討する。

資源物（資源ごみ）の拠点回収は合併時に統一し継続して実施する。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。

ゴミの分別の徹底を図るため、新町において指定ゴミ袋の導入を検討する。

21-8．上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。

水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整する。

21-9.下水道・集落排水関係事業の取扱いについて

農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。

農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年を目途に新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。

合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。

21-10．学校教育関係の取扱いについて

育英奨学金制度については財団法人 南部育英会に一本化し、育英資金の貸付事業を継続する。

幼稚園の入園対象は新町全体とし、合併までに入園希望者増加への対応を検討する。また、幼保一元化も見据えて新町において施設の移転改築も含め検討する。

幼稚園の保育料については、新町において調整する。

私立幼稚園就園奨励費補助金については、新町全体を対象に実施する。補助基準額については、合併までに検討する。

交通機関を利用した通学費助成及び遠距離通学助成については、通学時の安全確保及び保護者負担の軽減を図る必要があることから、新町においても実施する。

学校給食は、現在実施している学校については、現行どおりとし、未実施校については実施校の方式を参考に、合併後早期に実施する方向で検討する。

学童保育については、現状で継続し実施する。未実施校区での実施については新町において検討する。

21-11. 社会教育関係の取扱いについて

生涯学習イベント等については、合併後、新町において内容・テーマ・開催日・開催場所等を調整し実施する。

青年団体育成事業は、新町で一元化して実施し、青年団については新町で一本化するよう調整する。

成人式については新町で一元化して開催する。

婦人団体については、合併後新町において連合組織の結成に向けて関係婦人団体を調整する。

公民館については、現在の南部川村中央公民館に新町の中央公民館を設置し、南部地区と高城地区、清川地区に地区公民館を設置する。岩代分館は現行どおり南部地区公民館の分館とする。

公民館地区運営委員の設置については、現行どおりとする。

公民館作品展等は、地区公民館事業として実施する。

公民館教室については、自主学習グループへの移行を図る。

新町において、町内の文化活動諸団体や自主学習グループが参加する一元化した文化協会の設立を指導する。

成人教育講座等については、合併後、新町において一元化し実施する。

町村指定文化財は合併時に新町に引き継ぐ。

現南部町立図書館（ゆめよみ館）を中央館とし、現南部川村中央公民館を図書館分館、高城・清川公民館・岩代公民館分館を図書館分室とする。

公民館図書は、図書館図書と位置付ける。

体育大会については、新町の総合体育大会として一本化し実施する。

運動会については、地区公民館事業とし、それぞれの公民館の取り組みによる。

体育協会については、合併時に一本化をする。

人権推進委員会については、新町において一元化を図る。

体育施設の使用料については、現行条例に規定している使用料及び照明料についてはその規定金額を新町に引き継ぐ。

使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に施設内容・面積等を勘案し合併までに規定する。

学校施設に係る使用料については、現在の南部町規定の料金を継続し、この金額を基本に現南部川村施設について使用料を規定する。

町内在住者・在勤者については使用料を減免対象とし、照明料は徴収する。

社会教育施設等の使用料については、現行条例に規定している使用料を基本に、面積・設備などを勘案して使用料の規定を設ける。減免規定を設ける。

各種団体への補助金・交付金については、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直しをおこない制度化を図る。

同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。

整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

21-12．社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合に向けて調整につとめる。
事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整につとめる。

22．新町建設計画

新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

南部町と南部川村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南部町・南部川村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成 15 年 12 月 日

南部町長

南部川村長

立会人

和歌山県知事

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員